

法令名	海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例
根拠条項	第19条
処分等の概要	利用の承認
法令の定め	<p>(利用の承認)</p> <p>第19条 西口特定公共施設（海老名駅西口バス乗降場及び海老名駅西口タクシー乗降場を除く。以下この条において同じ。）を利用しようとする者は、次に掲げる行為を行う場合には、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、当該行為がこれらの施設の設置目的の達成に相当の影響を与えるおそれがない場合で、かつ、営利を目的とした行為と認められない場合は、承認を要しない。</p> <p>(1) 募金、署名活動、広報活動その他これらに類する行為</p> <p>(2) 催事、興行その他これらに類する行為</p> <p>(3) 音楽活動その他これらに類する行為</p> <p>(4) 業として行う写真又は映画等の撮影</p> <p>2 指定管理者は、西口特定公共施設の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付すことができる。</p> <p>3 指定管理者は、第1項の利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の承認をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 西口特定公共施設に損害を与えるおそれがあるとき。</p> <p>(3) 西口特定公共施設その他周囲の景観及び美観を損ねるおそれがあるとき。</p> <p>(4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。</p> <p>(5) 利用の範囲が、海老名駅西口バス乗降場又は海老名駅西口タクシー乗降場に及ぶとき。</p> <p>(6) その他西口特定公共施設の通行上又は管理上支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>4 指定管理者は、自主事業として第1項各号に掲げる行為をする場合は、同項の承認を前条に規定する市長との協議をもって代えることができる。</p> <p>5 市長は、第1項に規定する指定管理者の承認を受けずに同項各号の利用をしたと認められる者に対し、当該利用の中止その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。</p> <p>6 第1項から第3項まで及び前項の規定は、承認を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。</p>
審査基準	<p>1 条例第19条第1項における<u>承認を要しない</u>行為の審査基準</p> <p>歩行空間として3.5m以上を確保することを前提として、次の(1)及び(2)の要件をすべて満たす行為は、承認を必要としないものとする。</p>

(1) 実施の規模が 10 m²未満又は 1 時間未満のもの

- ・ テーブル等を配置し、一定の区画を設ける場合は、当該区画全体の面積により実施の規模を算定する。
- ・ 利用の実施に係る準備から片付けまでに要する時間も算入する。
- ・ ビラ配り等で、配布者が一定の場所に留まらず、面積を算定しがたい場合は、配布者 1 人あたり 1 m²を単位として実施の規模を算定する。
- ・ 観客等が見込まれる場合は、その滞在する面積を実施の規模とする。

※ 利用が複数の者により点在して実施される場合は、点在する箇所との間隔において 3.5m 以上の歩行空間が確保できていれば、当該箇所ごとの面積を実施の規模とする。ただし、複数の者が一団として利用する場合は、当該複数の者が利用する面積の合計を実施の規模とする。

(2) 営利目的でないもの

※ ここでいう営利目的とは、利用承認申請者（特定の個人又は法人）が金銭的利益を受けることを指し、その対象は、利用行為において直接の金銭の授受をする者だけに限らず、企業の PR、商品の広告その他の周知活動による間接的に金銭的利益となるものも含む。

※ 上記のほか、報道機関が行う取材その他これに類する行為で施設の運営に係る必要な情報発信その他行政が行う事業の周知に関わるものについては、営利目的でないものとする。

2 条例第 19 条第 1 項各号に該当するもの

前記 1 により承認を要しない行為を除き、次に掲げる行為は承認を要する。

(1) 第 1 号「募金、署名活動、広報活動その他これらに類する行為」

- ・ 寄付金を集める等の行為
- ・ 意見に同意する人に対し、書面に名前を記載したものを集める等の行為
- ・ 各種イベント、献血等の案内チラシの配布、企業や店舗の宣伝のため、試供品、広告の配布等をする行為
- ・ 政治活動

(2) 第 2 号「催事、興行その他これらに類する行為」

- ・ 地域の祭事等で市が主催、共催、後援する催し物
- ・ 芸能や見世物等の行為

(3) 第 3 号「音楽活動その他これらに類する行為」

- ・ 歌唱及び楽器を使用したパフォーマンス活動

(4) 第 4 号「業として行う写真又は映画等の撮影」

- ・ 業として行う静止画、動画の撮影

※ 報道機関が行う取材等の利用の承認については、前記1(2)による。

※ 行政機関が行う広報等を目的とする取材のための撮影は、承認を要しないものとする。

3 条例第19条第3項各号に該当するもの

承認をしない行為としての考え方、具体的行為の例示については、次に掲げるとおりとする。

(1) 第1号「公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれ」

- ・ 第三者を直接に騒擾その他の犯罪の実行をあおるおそれがある場合、犯罪を助長し、若しくは誘発するおそれがある場合又は猥せつ等人心に不良の影響を及ぼすような状態が引き起こされる危険がある場合。

(2) 第2号「西口特定公共施設に損害を与えるおそれがあるとき。」

- ・ 利用方法、利用者が所持する物品等により、西口特定公共施設に損害や汚損を与え、又は第三者に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。

(3) 第3号「西口特定公共施設その他周囲の景観及び美観を損ねるおそれがあるとき」

- ・ 利用に際し、油、塗料等を塗布するおそれがあること。

(4) 第4号「集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき」

- ・ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団その他の団体の利益になるおそれがあるとき。

(5) 第5号「利用の範囲が、海老名駅西口バス乗降場又は海老名駅西口タクシー乗降場に及ぶとき」

- ・ これらの2つの施設は、利用を認めることにより公共交通の安定に対し支障となるおそれがあることから、承認を認めていない。
- ・ また、中心広場において開催するイベントにおいて観客等が海老名駅西口バス乗降場に滞在する場合も本号に該当することとなる。

(6) 第6号「その他西口特定公共施設の通行上又は管理上支障が生じるおそれがあるとき」

- ・ 利用の申請に虚偽又は不正があったとき。
- ・ 施設の維持管理に関する修繕、改修等により使用する範囲と重複するとき。

(7) 条例第30条が適用されるもの

※条例第30条の適用基準参照